

さんらん
ごみの散乱を

ゆる
「しない」「させない」「許さない」



わかやまけん さんらんぼうし かん じょうれい
《和歌山県ごみの散乱防止に関する条例》

ふほう す かいしゅう めい めいれい したが
ごみを不法に捨てる^すと回収を命じられ、命令に従わ

ばあい ごまんえんいか かりょう しょ
ない場合は5万円以下の過料に処せられます。

ごみの散乱を

「しない」「させない」「許さない」



《和歌山県ごみの散乱防止に関する条例》

ごみをみだりに捨てると回収を命じられ、命令に従わない場合は5万円以下の過料に処せられます。



**わかやま
ごみゼロ活動**

和歌山県循環型社会推進課

「わかやまごみゼロ活動」は県民のみなさまや事業者のみなさまの自主的な清掃活動を応援する制度です！

* 条例及び制度の詳細はコチラ▶

